

労災保険財政懇談会開催要綱

1. 趣旨・目的

労災保険制度は、昭和 22 年に創設され、令和 3 年度末現在では、適用事業場数は約 295 万事業場、適用労働者数は約 6,100 万人となっており、短期給付として新規に年間約 68 万人に療養補償、休業補償等を、長期給付として約 20 万人に労災年金を給付している。財政状況は、令和 3 年度において、保険料収入約 8,500 億円を含む収入全体が約 1 兆 2,000 億円、保険給付等約 8,000 億円を含む支出全体も同様に約 1 兆 2,000 億円となっており、また、年金受給者の将来給付原資として積立金を約 7 兆 8,000 億円保有し、責任準備金を算定し、積立金の評価を行っている。

責任準備金については、令和 3 年 12 月の行政改革推進会議において、「責任準備金の算出根拠となる賃金上昇率や運用利回りについては、設定値と実績値とが乖離していることから、妥当性について検証を行うとともに、その適正水準について引き続き検討する必要がある。」と指摘されたところである。

このため、労災保険財政を取り巻く経済情勢等の動向を踏まえつつ、賃金上昇率や予定運用利回りの設定を含む責任準備金の算定方法や労災保険財政に係る課題等を検証するため、社会保障、保険数理等の外部有識者から専門的知見に基づく意見を聴取し、検討に資することとするものである。

2. 主な論点

- (1) 責任準備金の算定方法
 - ・賃金上昇率の設定
 - ・予定運用利回りの設定
 - ・年金給付単価の設定
 - ・将来の残存状況の設定 等
- (2) その他労災保険財政に係る課題

3. 懇談会の運営

- (1) 本懇談会は、厚生労働省大臣官房審議官（労災、建設・自動車運送分野担当）が趣旨・目的に適した外部有識者の出席を求めて開催する。
- (2) 本懇談会の内容は、その議事概要を労災保険部会に報告する。
- (3) 本懇談会の議事については、原則として公開とする。

4. 外部有識者

- ・小野 正昭 年金数理人
- ・加藤 久和 明治大学政治経済学部教授
- ・島村 暁代 立教大学法学部教授
- ・堀田 一吉 慶應義塾大学商学部教授

以上

労災保険財政懇談会 主な意見

令和5年1月13日（金）に労災保険財政懇談会を開催し、責任準備金の算定方法（賃金上昇率と運用利回りの設定等）について外部有識者からご意見を頂いたところ、主な意見は以下のとおりであった。

- 将来の賃金上昇率を予測することは非常に困難であるが、昨今の情勢から、賃金上昇率の設定は上げることが妥当。内閣府の「中長期の経済財政に関する試算」による経済見通しなどを材料に設定することが考えられる。
- 公的年金の財政モデルは100年を想定したものであるが、労災保険における責任準備金は、現在年金を受給している方々のみを対象としており、足元から10年程度の経済を想定することが重要。
- 賃金上昇率と運用利回りがパラメータとして設定されるところ、過去の傾向をみると運用利回りが賃金上昇率より高いということが一般的であるが、2019年の公的年金の財政検証では足元10年で賃金上昇率の方が高い傾向もみられ、しばらくは賃金上昇率の方が高くなり責任準備金の水準が上がることも考えられる。
- 積立金の水準と単年度の給付規模を考えると、社会情勢の変化が直ちに財政上の問題になるものではないが、責任準備金の算定に用いる基礎率については、社会情勢を捉えながら、少しずつ実態に合わせていくということが良い。

「特別会計に関する検討の結果のとりまとめ」（抄）
（令和 3 年 12 月 9 日 行政改革推進会議）

○労働保険特別会計（所管府省：厚生労働省）

労働保険特別会計は、昭和 22 年に失業保険事業等の経理を明確化するため設置された失業保険特別会計及び労働者災害補償特別会計が、昭和 47 年に一元化され設置されたものである。さらに、昭和 50 年から従来の失業保険制度に代わり、失業補償機能を発展的に継承するとともに、雇用構造の改善等雇用に関する総合的機能を有する雇用保険制度が新設された。

本特別会計では、労災保険事業を経理する労災勘定、雇用保険事業を経理する雇用勘定及び労働保険料の徴収に係る業務を経理する徴収勘定の 3 勘定に区分されている。

労災勘定は、「労働者災害補償保険法」（昭和 22 年法律第 50 号）に基づき、「労働基準法」（昭和 22 年法律第 49 号）に定める使用者の災害補償責任を担保するため、労災保険事業として、労働者の負傷、疾病、障害、死亡等のうち、業務上の事由等により生じたものに必要な保険給付を行うとともに、被災労働者の社会復帰の促進等を図るための社会復帰促進等事業を行っている。

本勘定は、労災保険事業が事業主から徴収している保険料により行われることから、その受益と負担の関係の明確化や適正な保険料率の設定を可能とするため、一般会計や他勘定と区分して経理する必要がある。

本勘定は、労災年金債務の履行に必要な原資（責任準備金）の財源として積立てを行っているが、責任準備金の算出根拠となる賃金上昇率や運用利回りについては、設定値と実績値とが乖離していることから、妥当性について検証を行うとともに、その適正水準について引き続き検討する必要がある。

（以下略）